

高萩・北茨城広域事務組合文書管理規程

令和元年10月1日

訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、文書の収受、配布、浄書、発送、作成、保存、廃棄その他文書の取扱いについて基本的な事項を定め、その適正かつ効率的な処理を図ることを目的とする。

(文書の収受、配布、浄書、発送、作成、保存、廃棄等)

第2条 文書の収受、配布、浄書、発送、作成、保存、廃棄その他文書の取扱いについては、北茨城市文書管理規程（平成13年北茨城市訓令第5号）の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。